

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月16日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市規則第27号

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成24年逗子市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（設置場所の特例）

第6条 条例第10条第2号ただし書で規定する規則で定める場合は、条例第3条第2号に該当するものがそのものの主たる事務所が存する境内地に隣接し、又は近接する土地に墓地又は納骨堂を設置しようとする場合とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する墓地等については、当該許可に係る墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、この規則による改正後の逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条の規定は、適用しない。

3 この規則の施行の日前に逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項（同条例第16条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条例第15条第1項の規定による申請が行われたものに係る墓地等の経営の許可等に係る手続、基準等については、なお従前の例による。